

令和7年横瀬町農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月25日(金) 午前10時から10時26分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(11人)

会長	10番	大場保孝
会長職務代理者	2番	町田裕
農業委員	1番	村越則人
	3番	長嶋隆夫
	4番	高野直政
	5番	長島教夫
	6番	町田文利
	7番	大野雅弘
	8番	長島成子
農地利用最適化推進委員	第1	中光敏
	第2	町田幸広

4. 欠席委員(2人)

農業委員	9番	八木原智宏
農地利用最適化推進委員	第3	町田勝一

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	浅見 聡
書記	長嶋 昭浩
	赤岩 亮輔

7. 会議の概要

議長 それでは、皆さん、こんにちは。

本日は、9番の八木原委員のほうから欠席の旨通知がありましたので、ご報告を申し上げます。

本日の出席委員は9名です。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第7回農業委員会を開会いたします。

なお、町田勝一農地利用最適化推進委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告を申し上げます。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

1番、村越則人委員、2番、町田裕委員のご両名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第13号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第13号について説明いたします。

議案第13号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田が1筆で、現況地目は介在畑です。計画面積は229平方メートルであります。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。

申請理由は、所有権移転となっており、3ページ目を御覧ください。案内図1で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、第16区集落セ

ンターから南西に約200メートルのところが申請地になります。

この農地につきまして、譲受人が農地を取得し、耕作面積を拡大するための申請となっております。申請地は、平成14年に住宅用地として転用の許可が下りていましたが、住宅の建造は行われませんでした。そのため、宅地並みの評価額から造成費を控除し、評価を行う介在畑となっております。また、譲受人はかねてより申請地を購入したいと考えており、売買の希望の旨を知り、現在の耕作面積を拡大するために申請に至りました。なお、譲渡人は宅地としての売買を予定していたため、購入金額は宅地並の価格となっております。

審議内容の要点を説明いたします。農地法第3条第2項第1号全部効率的利用要件といたしまして、所有権または使用収益権のある農地について、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地を取得し、反する行為、違反転用がないか、農業従事者や農機具所有状況、これまでの営農実績などから、全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号常時従事要件といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかです。

続いて、農地法第3条第2項第6号地域調和要件といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。

事務局といたしましては、許可基準全てを満たしていると判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、議案第13号について、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

7月17日午後1時30分頃、補助委員の大野農業委員と現地確認を行いました。場所は、第16区集落センターから南西に約200メートル付近になります。申請地は、農業委員会では農地としては管理されておりませんが、保全管理がされており農地として利用できる状態です。この農地について所有権を移転し、栗や野菜等を栽培するための申請でございます。

事務局の説明にもありましたとおり、譲受人は申請地の隣接地を耕作しており、耕作地を拡大するための申請であり、条件は満たしているかと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、大野委員、お願いいたします。

大野委員 補助委員の大野です。上程されました議案第13号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月17日午後1時半頃、町田推進委員と現地確認を行いました。申請地につきましては、譲受人が申請地の隣接地を耕作しており、自宅も近いことから、常時従事要件については問題はないかと思われます。

また、事務局の説明のとおり、その他の要件も満たしていると判断できますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時20分

議長 それでは再開いたします。

質疑なのですが、特にございませんか。

〔「なし」〕

議長 それでは、お諮りいたします。上程中の議案第13号につきましては、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定いたしました。

日程第4、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第14号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第14号について説明いたします。

議案第14号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目は畑で、計画面積は432平方メートルです。譲受人は横瀬町で、譲渡人は横瀬町在住の方です。申請理由は、資材置場の一時転用で、権利の種類は使用貸借権の設定、6か月間となっております。

5ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川西16区集落センターの南東約150メートル付近に申請地がございます。

この農地について、横瀬町が発注する公共下水道工事に伴い、資材置場として一時転用をしたいとの申請でございます。当該農地の農地区分は、農業振興地域における農用地であり、農地法の規定により原則不許可となっておりますが、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する一時的な利用であり、また同号ロに規定する農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、転用可能と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

7月17日午後1時30分頃、補助委員の大野農業委員と現地確認を行いました。場所は、第16区集落センターから南東に約150メートル付近になります。今回の申請は、横瀬町が発注する公共下水道工事に伴い、資材置場として一時転用するものでありますので、特段問題はないと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、大野委員、お願いいたします。

大野委員 補助委員の大野です。上程されました議案第14号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月17日午後1時半頃、町田推進委員と現地確認を行いました。今回の申請は、事務局の説明にもありましたと

おり、横瀬町が発注する公共下水道工事に伴い、資材置場として一時転用するものであります。昨年も資材置場として一時転用しており、特段問題はないと思われま。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。
続いて、質疑に移ります。ご質疑ございますか。ありませんか。
〔なし〕

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。上程中の議案第14号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。
ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。
会議中の発言に際しましては、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように処理をさせていただきます。
本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。
どうもありがとうございました。

(午前10時26分)